令和４年度　第３回貝塚市人権擁護審議会

議事録

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日時 | 令和5年3月20日（月）午後3時00分開会～午後3時51分閉会 |
| 開催場所 | 貝塚市役所　６階多目的ホール |
| 会長 | 中川委員 |
| 出席者 | 中川委員、阿久澤委員、西中委員、北出委員、佃委員、中野委員、  和田委員、中谷委員、藤原委員、甘佐委員、小西委員、鈴木委員、  河野委員（以上13名） |
| 欠席者 | 弓削委員、貴志委員、吉水委員、阪口委員、大番委員（５名） |
| 議題 | １．開会  ２．議事  　（１）パブリックコメントの結果について  　（２）答申書（案）について  　（３）その他 |
| 資料 | ・第２次貝塚市人権行政基本方針（素案）  ・パブリックコメントご意見（無記名２件）について＜資料１＞  ・第２次貝塚市人権行政基本方針（素案）に対するパブリックコメント結果  ・答申書（案）  ・令和４年度貝塚市人権問題に関する市民意識調査報告書 |

|  |  |
| --- | --- |
| 議 事 の 経 過 | |
| 発言者 | 発　言　の　要　旨 |
|  | １．開会 |
|  |  |
| 事務局 | 〇開会あいさつ |
|  |  |
| 中川会長 | 〇あいさつ |
|  |  |
| 事務局 | 〇資料確認 |
|  |  |
| 中川会長 | 議事に入る前に事務局から出席委員数について報告願いたい。 |
|  |  |
| 事務局 | 委員18名のうち13名のご出席をいただいていることを報告する。 |
|  |  |
| 中川会長 | 報告のとおり過半数の出席をいただいているので、審議会規則第７条第２項の規定により本日の会議は成立している。 |
|  |  |
|  | ２．議事 |
|  |  |
|  | （１）パブリックコメントの結果について |
|  |  |
| 中川会長 | それでは、ただいまから議事に入りたい。議事（１）について説明願いたい。 |
|  |  |
| 事務局 | 〇資料１「パブリックコメントご意見（無記名２件）について」に基づき説明  〇資料「第２次貝塚市人権行政基本方針（素案）に対するパブリックコメント結果」に基づき説明 |
|  |  |
| 中川会長 | ご質問、ご意見はあるか。  資料１の無記名２件のパブリックコメントについて、ご意見をいただきたい。パートナーシップ宣誓制度は法律違反なので廃止しなければならないと考えておられる方である。次に「性自認」という言葉についてのご見解をおっしゃっており、全て削除してほしいとのご意見である。 |
|  |  |
| 阿久澤副会長 | 「性自認」はジェンダーアイデンティティの問題のことなのでそれ自体は問題ないが、「性同一性障害」は「ジェンダーディスフォリア」という言葉に変わり、それを「性別違和」と訳している。全て「性別違和」と強制的に書き換えた経緯もある。「性同一性障害」という言葉をどうするのか、ご判断いただいたほうが良いかもしれない。文科省の資料は古いので「性同一性障害」と出ている。 |
|  |  |
| 事務局 | この計画と並行して男女共同参画計画も進めている。そちらにもこれと全く同じご意見がパブリックコメントで寄せられている。「性自認」という言葉は、男女共同参画社会の取組の中でも普通に使われているので、そこは問題ないのではないかとのご判断をいただいており、男女共同参画計画では「性自認」という言葉を残している。 |
|  |  |
| 阿久澤副会長 | 「性自認」が問題なのではなく、「性同一性障害」という言葉である。 |
|  |  |
| 中川会長 | いずれにせよ男女共同参画審議会にも関わっている話なので、そちらのご意見を重視してはどうかと思う。 |
|  |  |
| 事務局 | 併せて調整させていただく。 |
|  |  |
| 中川会長 | それについては一旦事務局に預けるが、男女共同参画審議会の所見に当方は従わせていただくということでご了解いただけるか。 |
|  |  |
| 委員一同 | （異議なし） |
|  |  |
| 中川会長 | 他にご意見、加筆修正等のご要望はあるか。 |
|  |  |
| 北出委員 | パブリックコメントにもあったが、2,000名対象の無作為抽出で695名の回答、34.8％は、私自身も少し低いのではないかと思う。令和２年度の大阪府の調査は有効回答率が44.2％で、そこから考えても10ポイント低い。奈良県の場合は有効回答率が40.6％である。それと、大阪府は５年に１度、奈良県は10年ごとに人権意識調査を実施している。どれと比較して貝塚市の場合を見れば良いのか。今後も含めて、最低10年に１度は調査が必要ではないか。 |
|  |  |
| 阿久澤副会長 | 直接関わっていないのでデータはわからないが、今回の回収率は非常に低いと思う。これだと40代以上の意識調査になってしまい、若い人の意識がわからない。若い世代から上乗せして取ること、インターネットで回答できるようにすること等が必要だと思う。あと、昔の調査票はほとんどが複数回答であまり色々なことができなかった。今回のものを元に今後比較していくことはできる。例えば、問17の「部落問題をどのように知りましたか」は2017年の内閣府の調査にも入っているし、昨年のものにも入っている。2017年の時には若い世代は「学校で知った」人が３割程度で、20数％は「知らない」人もいた。ところが、昨年は「学校で知った」人が４～５割と急増し、「知らない」人が10数％と激減した。それらと比較して貝塚市はどうか見てみるとわかりやすいと思う。他の設問も、他の自治体と共通しているところがある。例えば問18・19は堺市の調査とほぼ同じである。堺市は５年ごとに実施している。同じ大阪府なので比較できると思う。 |
|  |  |
| 中川会長 | 経年比較しようとした時に直近のデータで何か使えるものがあるのかというご質問だと思う。 |
|  |  |
| 事務局 | 前回は平成８年３月の報告書があるので、その時から今まで実施していない。今後は経年変化をとれるような内容で意識調査を実施したいと考えている。 |
|  |  |
| 中川会長 | 他にご質問、ご意見はあるか。 |
|  |  |
| 佃委員 | 私は人権擁護委員を拝命してから６年経っている。それまで人権問題についてあまり意識していなかった。この市民意識調査を見ても、市民の意識は低いと思う。貝塚市から人権擁護委員は８名選出されているが、新たに委員になられた方もあまり意識が高い方はいらっしゃらないように思う。人権擁護委員になって初めてわかったが、人権問題は様々な角度からの問題がある。市民が人権についてもっと関心を持つことが大切だと思う。全国に人権擁護委員がいらっしゃることすら知らない方が多い。人権の専門家も多くないと思うし、この大切な人権問題を扱う人権政策課の職員は３名しかいない。これは市の問題ではないか。もう少し職員数を増やし、皆で人権問題を考えていく意識を高めていくことが必要ではないか。市民意識調査もたった2,000人に対してしか行われていない。これでは意識が高まることは到底無理ではないか。34.8％は、当たり前の結果だと感じる。古い調査しか残っていないとのことなので、５～10年に１度は調査していくことも重要ではないか。 |
|  |  |
| 事務局 | 職員の増加については、確かにこれまで３名でやってきたのでご意見にあったようなことを感じているところもある。市全体の話になるのでお約束はできないが、今後意識を高めていく必要があると庁内で訴えていくことはできると感じている。  意識調査については、５～10年に１度実施していくように考えたい。 |
|  |  |
| 中川会長 | 今のお話は、人権を総括する課が３名と理解している。個別の分野としては障害者問題、男女共同参画、外国人、ＨＩＶ、刑務所からの出所者の問題、子どもの人権、高齢者の人権等、たくさんある。それら全体をコントロールし推進していく指令本部が３名ということかと思う。各部局が現場で実践してくれているのかどうか進捗管理すると計画でなっていれば有効になる。ところが、たった３名でこれを全部やれとなると無理である。  　他にあるか。 |
|  |  |
| 北出委員 | 人権教育の推進が必要だということも強調されているが、人権というと他人事のように思われがちである。そういう拒絶反応がパーセンテージに表れているのではないか。あなたにも人権があるんだということを、教育や啓発で進めてもらえればと思う。阿久澤副会長が先ほどおっしゃった、内閣府のデータで若い世代の意識が急に上がったのは何故か。 |
|  |  |
| 阿久澤副会長 | 意識が上がったかどうかは国の調査ではあまり深く聞いていないのでわからないが、認知経路で「学校」が全国で押しなべて急に増えて「知らない」が減った。それは良いことだと思っている。 |
|  |  |
| 中川会長 | 他にあるか。 |
|  |  |
| 藤原委員 | 今のお話を受けて。私は障害者関係から出ていて当事者の母だが、校区内の津田小学校に結構呼んでいただいていた。コロナの関係もあるが、その前から小学校では時間がなく、なかなかそのようなお話に行く時間を取ってもらうことが大変なようである。意識調査の認知経路で「学校」と聞くと、やはり学校教育が大事だと思った。 |
|  |  |
| 中川会長 | ご発言はまだまだいただきたいが、テーマが基本方針を答申として認めるかということなので、これに関するご質問、ご意見をいただきたい。  　この基本方針については、お手元に配布している。これをもって答申とすることでよろしいか。 |
|  |  |
| 委員一同 | （異議なし） |
|  |  |
| 中川会長 | それでは、これをもって答申としたい。  　改めて基本方針の位置づけを本日再確認して市長にお渡ししたい。  　この基本方針に沿って、これから行政には仕事をしてもらう。この審議会は、基本方針どおりに仕事ができているのか、効果を発揮しているのか、もし効果を発揮していなければ基本方針を修正するなり、あるいは基本方針の内容に沿った仕事に変えてもらうなり、そういうことについて継続的に審議する場になると理解している。方針ができたからこれで終了ではないと思っているのでご了承いただきたい。  　それでは、微修正後の方針案については事務局から後ほど各委員宛てにご報告いただくこととしたい。 |
|  |  |
|  | （２）答申書（案）について |
|  |  |
| 中川会長 | 議事（２）について、説明願いたい。 |
|  |  |
| 事務局 | 〇資料「答申書（案）」に基づき説明 |
|  |  |
| 中川会長 | この表書き文書について、ご意見はあるか。これでよろしいか。 |
|  |  |
| 委員一同 | （異議なし） |
|  |  |
| 中川会長 | それでは、これをもって答申書とする。 |
|  |  |
|  | （３）その他 |
|  |  |
| 中川会長 | その他について事務局から何かあるか。 |
|  |  |
| 事務局 | 特にない。 |
|  |  |
| 中川会長 | 以上で本日の議事は終了した。 |
|  |  |
| 北出委員 | 長らく審議会が開催されていなかった。次回審議会はまた開催されるのか。 |
|  |  |
| 中川会長 | 開催頻度か。 |
|  |  |
| 北出委員 | それと、調査の頻度も含めて。これに基づいて人権行政を進めていくとのことで、市の考え方をお聞きしたい。 |
|  |  |
| 事務局 | 審議会の運営については、貝塚市人権擁護に関する条例があり、その中の審議会第８条に「調査その他人権に関する重要事項を調査・審議するために貝塚市人権擁護審議会を置く」とある。新たな人権課題ができた等があれば、その都度審議会を開催したい。調査する場合も人権擁護審議会を開催することになっているので、５～10年後の進捗を確認して必要であれば実施していきたい。 |
|  |  |
| 事務局 | 意識調査については、この審議会で５年に１回実施したほうが良いということであれば申し送り事項として載せたいと思うが、いかがか。 |
|  |  |
| 阿久澤副会長 | 法律的には実施しないといけない。 |
|  |  |
| 事務局 | 推進体制については、推進本部により進める。４月に機構改革があるので、人権行政の推進体制についても見直しを検討していきたい。 |
|  |  |
| 中川会長 | 私の一般的な理解として私的な発言に留めるが、条例に基づく基本計画ができ、その基本計画もしくは基本方針どおりに仕事をしているのかどうかは、審議会が第三者機関としてチェックすることが健康的な姿である。その審議会の位置づけは、貝塚市人権擁護に関する条例に基づく設置機関とあり規則に定められている。ルーチンワークとするならば、来年度の方向性が固まった時点でご報告いただく。それから昨年度の実績について外部評価をするため、最低年に２回実施する。それが審議会の基本的な約束だと思う。それが市長の諮問事項になってくるはずで、それに対して答申としての評価を返す。審議会規則第７条にあるように、「必要に応じて会長が招集することができる」とあり、それは諮問がなくても開くことができる。諮問はないが緊急性があるため意見を言いたいといった場合、建議という形で審議会は意見を出すことができる。これまで開催されることがなかったと疑問を持たれていることについては、私も同感である。  　それでは、本日の会議の審議はこれをもって終了したい。 |
|  |  |
| 事務局 | 本日の審議結果については、市長あての答申を考えている。  　それでは、これをもって本日の会議を終了する。 |
|  |  |
|  | （閉会） |
|  |  |